

令和4年8月29日

市内小中学校保護者様

多治見市教育委員会

新型コロナウイルス感染症にかかわる夏休み明けの対応について（連絡）

7月中旬より、全国的に新型コロナウイルス感染症の患者が急増し、夏休み明けの現在でも数多くの患者数が確認されているところです。夏休み前にお知らせしたように岐阜県では、県内の感染急拡大を感染再拡大時ととらえ、保健所体制の重点化を図るために、保健所による学校に係る濃厚接触者の特定やPCR検査等を行わないこととしました。このことにより、夏休み明けの学校も、県教委の指導の下、自宅待機（出席停止）や学級閉鎖等について新たな対応を行う必要が生じました。

感染拡大時以前との対応の変更点について、主なものを再度、下記にまとめました。また、新たな対応について市教委でまとめたものを裏面に載せました。あわせてお読みいただき、夏休み明けの対応についてご理解ご協力をよろしく申し上げます。

記

1 学校による「自宅待機要請者」の特定…〈新規の対応〉

○学校関係者（児童生徒、教職員）の陽性が判明した場合

〈変更前〉…保健所による濃厚接触者の特定 → 保健所によるPCR検査の実施 → 保健所による濃厚接触者への自宅待機期間の指示

〈変更後〉…保健所は、陽性が判明した方の同居家族以外の方への「濃厚接触者の特定」・「PCR検査の実施」・「自宅待機期間の指示」を行わない。

このため

学校は、自校の集団内での感染拡大を防ぐために、「自宅待機要請者」を特定し、必要に応じて自宅待機を要請する

○「自宅待機要請者」とは、

- ・陽性判明者（学校関係者）が発症した2日前まで遡る期間にその陽性判明者と
 - ①1m以内の距離でお互いにマスクを着用しないまま会話をしていた児童生徒
 - ②向かい合って一緒に飲食をした児童生徒

で、学校から自宅待機（出席停止）を要請された児童生徒のことをいいます。

・陽性者との最終接触日を0日目（基準日）として5日間を経過するまでを、自宅待機期間とします。

※自宅待機要請者を特定するまでに時間を要する場合は、陽性者判明後に「一時的に学級閉鎖」を行うことがあります。

※自宅待機をお願いする際、その理由を説明するために陽性判明者との接触の状況をお伝えすることが想定されます。ご承知置きください。

2 学級閉鎖の基準

○学級閉鎖の開始…同一学級内で感染が広がっている可能性が高い場合

- ・陽性判明者、有症状者（未受診・未診断）、自宅待機要請者の合計が学級全体の20%を超えた場合等

○学級閉鎖の期間

- ・3～5日間を目安として教育委員会と学校が協議の上、判断します。